

奈良県告示第四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、西辻土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十一年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	辻仲 隆典	葛城市西辻一四三
〃	奥村 喜照	〃 〃 二〇四
〃	吉井 博	〃 〃 九八一三
〃	奥村 雅由	〃 〃 九四一二
〃	村田 忠知	〃 〃 一二三
〃	太田 憲志	〃 〃 六五
監事	奥村 喜洋	〃 〃 一〇二一三
〃	涌田 純治	〃 〃 二二二一
〃	巽 博隆	〃 脇田二三九

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	辻仲 隆典	葛城市西辻一四三
〃	奥村 喜照	〃 〃 二〇四
〃	吉井 博	〃 〃 九八一三
〃	奥村 雅由	〃 〃 九四一二
〃	村田 忠知	〃 〃 一二三
〃	太田 憲志	〃 〃 六五
監事	奥村 喜洋	〃 〃 一〇二一三
〃	涌田 純治	〃 〃 二二二一
〃	巽 博隆	〃 脇田二三九